

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月31日提出
【計算期間】	野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース 第30期 野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース 第30期 野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース 第30特定期間 野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース 第30特定期間 (自 2025年11月14日至 2026年5月13日)
【ファンド名】	野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース 野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース 野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース 野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 大越 昇一
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「野村テンプレートン・トータル・リターン」は、分配頻度、投資する外国投資法人において為替ヘッジの有無の異なる、4本のファンドで構成されています。投資する外国投資法人において為替ヘッジを行なう「Aコース」「Cコース」と、為替ヘッジを行なわない「Bコース」「Dコース」があり、「Aコース」「Bコース」間および「Cコース」「Dコース」間でスイッチングが可能です。¹

新興国を含む世界各国の国債、政府機関債、社債等（現地通貨建てを含みます。）を実質的な主要投資対象²とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

- 1 販売会社によっては一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合、一部または全部のスイッチングのお取り扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 2 ファンドは、新興国を含む世界各国の国債、政府機関債、社債等（現地通貨建てを含みます。）を主要投資対象とする外国投資法人の円建ての外国投資証券と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネーマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主な投資対象という意味です。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（野村テンプレートン・トータル・リターン Aコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
その他資産 (投資信託証券(債券 一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ファン ズ	なし

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファン ズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村テンプレート・トータル・リターン Cコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファン ズ	なし
		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村テンプレート・トータル・リターン Dコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり ()
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債		アジア		
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア		
クレジット属性 ()	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファン ズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人資産運用業協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人資産運用業協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.imaj.or.jp/>

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

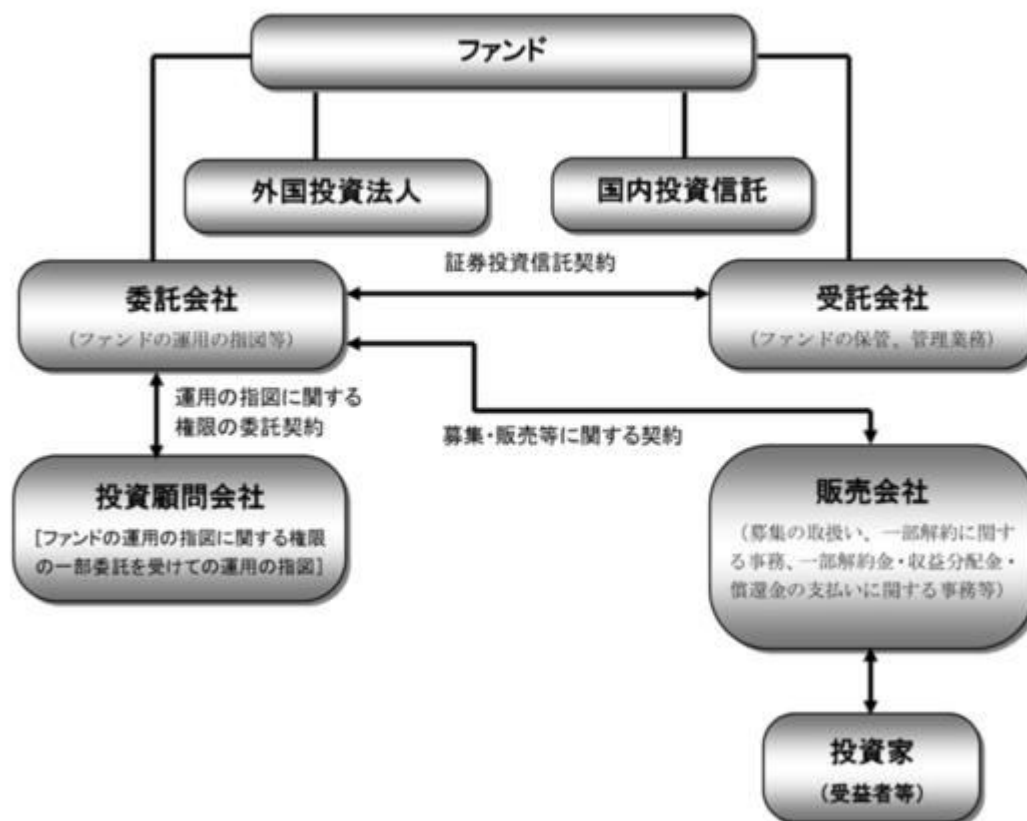
〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2011年8月11日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



ファンド	野村テンプレトン・ トータル・リター ン Aコース	野村テンプレトン・ トータル・リター ン Cコース	野村テンプレトン・ トータル・リター ン Bコース	野村テンプレトン・ トータル・リター ン Dコース
外国投資法人	FTSIF - テンプレトン・グローバル・ トータル・リターン SIF I (Mdis) JPY-H1		FTSIF - テンプレトン・グローバル・ トータル・リターン SIF I (Mdis) JPY	
国内投資信託	野村マネー マザーファンド			
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社			
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社			
投資顧問会社	フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社			

● ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



■ 委託会社の概況(2026年6月末現在) ■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< Aコース / Cコース >

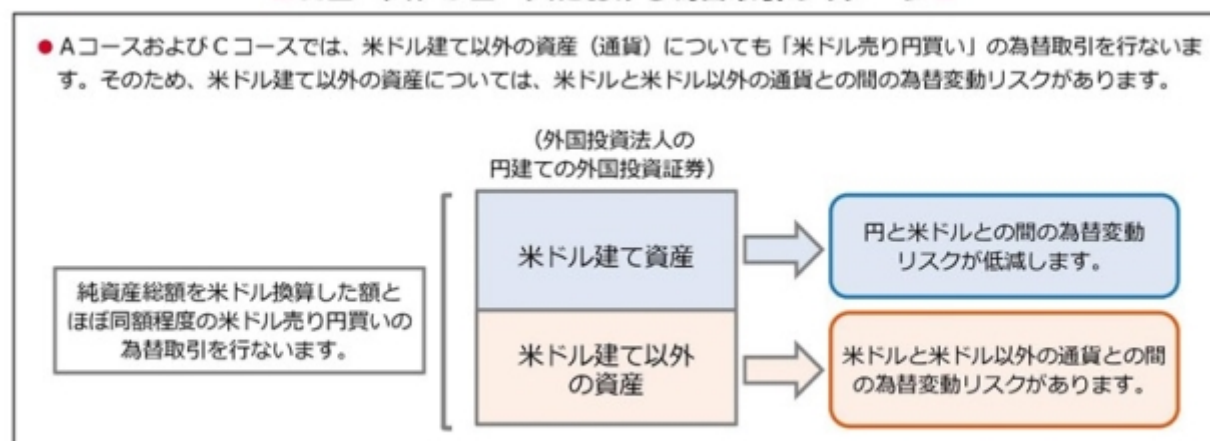
外国投資法人であるFTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIFの「I (Mdis) JPY-H1」(「JPY限定為替ヘッジ・クラス」)の円建ての外国投資証券ならびに円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

各証券への投資比率は、通常の場合においては、「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス」の外国投資証券への投資を中心としますが、特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

通常の場合においては、「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス」の外国投資証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

投資する「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス」において、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことを基本とします。

■ Aコース、Cコースにおける為替取引のイメージ ■



※詳しくは後述の「3投資リスク」をご参照下さい。

< Bコース / Dコース >

外国投資法人であるFTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIFの「I (Mdis) JPY」（「JPYクラス」）の円建ての外国投資証券ならびに円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

各証券への投資比率は、通常の状態においては、「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPYクラス」の外国投資証券への投資を中心としますが、特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

通常の状態においては、「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPYクラス」の外国投資証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

運用にあたっては、フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社に外国投資法人の外国投資証券の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 外国投資法人の外国投資証券の運用
委託先名称	: フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
委託先所在地	: 東京都千代田区

■フランクリン・テンブルトン（投資顧問会社が属するグループ）の概要

フランクリン・テンブルトンは、米国において70年以上の歴史を持ち、世界30ヵ国以上に拠点を有する独立系資産運用グループです。

フランクリンやテンブルトン等のブランドで広く親しまれており、多様な運用商品やサービスをグローバルに提供しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

新興国を含む世界各国の国債、政府機関債、社債等（現地通貨建てを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

各ファンドは、各々以下の円建ての外国投資証券¹および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」²を主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

Aコース	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF
Cコース	JPY限定為替ヘッジ・クラス
	野村マネー マザーファンド
Bコース	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF
Dコース	JPYクラス
	野村マネー マザーファンド

- 1 詳しくは後述の「(参考)投資対象とする投資信託証券について」をご覧ください。
- 2 詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご覧ください。

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、外国投資法人であるFTSIF - テンブルトン・グローバル・トータル・リターン SIFの（ ）の円建ての外国投資証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

(注)上記()印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧ください。

Aコース / Cコース	JPY限定為替ヘッジ・クラス
Bコース / Dコース	JPYクラス

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする外国投資法人について

FTSIF - テンブルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス / JPYクラス
（ルクセンブルグ籍外国投資法人）

< 運用の基本方針 >	
主要投資対象	新興国を含む世界各国の固定利付および変動利付の債券（国債、政府機関債、社債等。現地通貨建てを含みます。）
投資方針	・ 新興国を含む世界各国の固定利付および変動利付の債券（国債、政府機関債、社債等。現地通貨建てを含みます。）を主要投資対象として、インカムゲイン、キャピタルゲインおよび通貨の利益を総合した、米ドルベースでのトータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。 ・ ファンドは、投資適格および非投資適格の債券に投資を行ないます。 ・ 効率的な運用を行なうために、債券先物、為替予約、為替先渡取引、スワップ取引やオプション取引等の金融デリバティブ取引も活用します。 ・ ファンドは、モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債等に投資を行なう場合があります。 ・ JPY限定為替ヘッジ・クラスは、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度、米ドル売り円買いの為替予約取引等により、対円での為替ヘッジを行なうことを基本とします。 ・ JPYクラスは、原則として為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、利子収入および売買益等から分配を行なう方針です。
償還条項	規約の規定に基づき、解散する場合があります。
< 主な関係法人 >	
運用会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク
保管会社	JPモルガン・SE - ルクセンブルグ支店
管理会社	フランクリン・テンブルトン・インターナショナル・サービシズ・エス・エイ・アール・エル
< 管理報酬等 >	
信託報酬	純資産総額の0.75%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息、法務関係費用等。

上記のほか、一般社団法人資産運用業協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

* 上記は2026年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 運用体制 >

フランクリン・テンブルトンの債券運用において、運用のプロセスの中核をなすのは、グローバルな運用

プラットフォームです。テンブルトン・グローバル・マクロ・グループは、フランクリン・テンブルトン債券グループやフランクリン・テンブルトンの現地運用会社の債券運用チームの地域に根差した専門知識を活用し、運用にあたります。また、地域的な専門性に加えて、社債等、各セクターチームの投資アイデアも活用しています。このような広範な専門性によって、個別市場の独特なダイナミクスを積極的に活用し、投資機会を追求していきます。

運用チームは、ファンダメンタルリサーチ、国別リサーチ、マクロ経済リサーチを採用しており、これに計量的分析を組み合わせ分析を行います。このプロセスは、個別国に対する綿密なリサーチ、マクロ分析モデル、現地の市場参加者および政府当局者からの聞き取り調査と、厳格なリスク管理及びポートフォリオ構築技術を合わせたものとなります。また、運用プロセスには、ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、トレーダー、リスク管理の専門家、パフォーマンス・アナリスト間の定期的なフィードバックが含まれています。

(参考)マザーファンドの概要

「野村マネー マザーファンド」 運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなっ

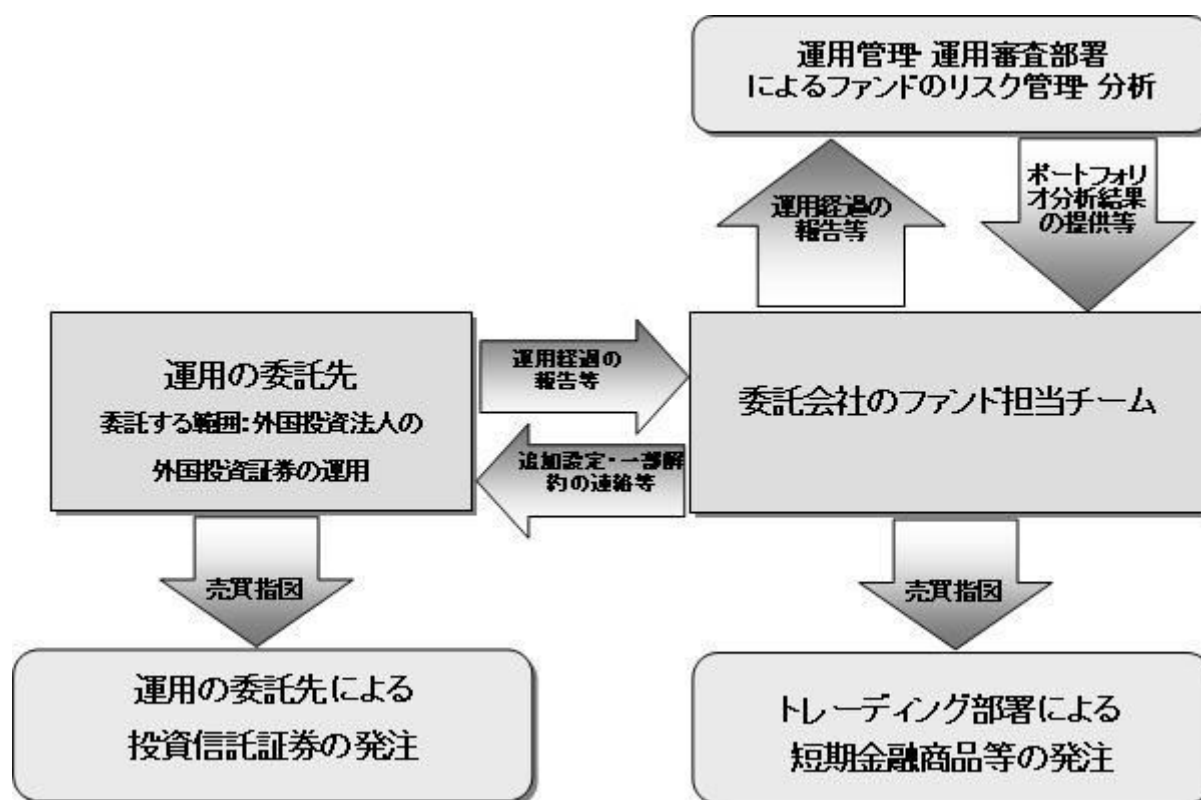
た場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■「野村マネー マザーファンド」の運用体制等について■

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みま

す。）等の全額とします。

[Aコース／Bコース]

収益分配金額は、上記 の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

[Cコース／Dコース]

収益分配金額は、上記 の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年5月と11月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

[Aコース／Bコース]

原則として毎年5月および11月の各13日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

[Cコース／Dコース]

原則として毎月13日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

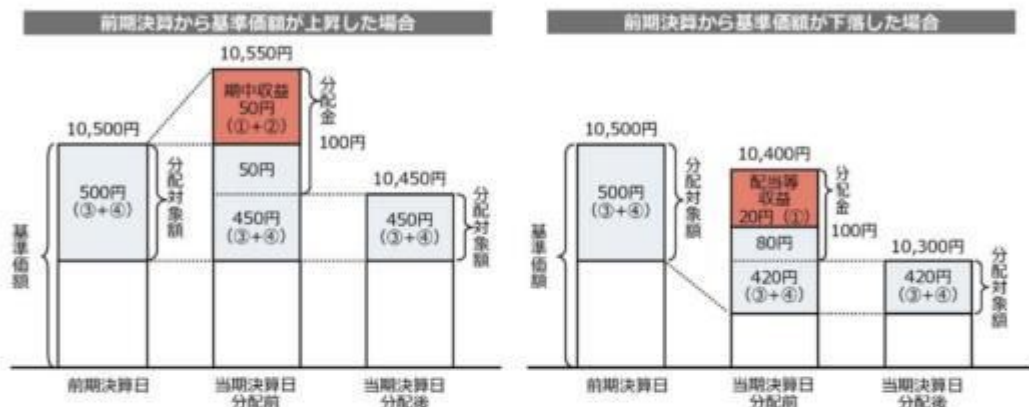


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

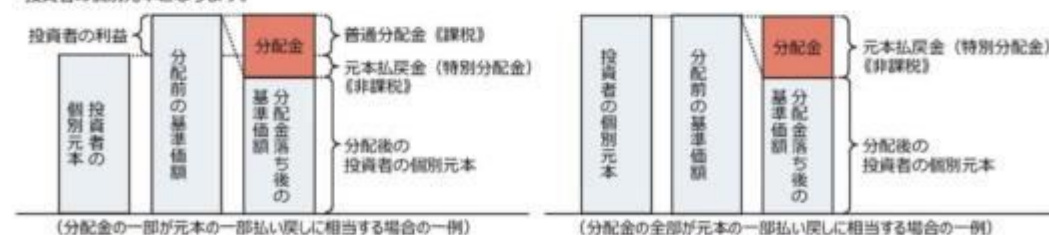
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

●投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券（以下「投

資信託証券」といいます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

デリバティブの利用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ(約款第20条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- () 上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第26条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運

用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

また、ファンドの実質的な投資対象に含まれる格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

[為替変動リスク]

- ・「Bコース」および「Dコース」が投資する「JPYクラス」においては、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないませんので、為替変動の影響を受けます。
- ・「Aコース」および「Cコース」が投資する「JPY限定為替ヘッジ・クラス」においては、当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことにより、米ドル建ての資産については為替変動リスクが低減しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル建て以外の外貨建資産については、当該通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。この場合、当該通貨が米ドルに対して安くなった場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、円金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。
- ・特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があ

ります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とする外国投資法人においては、当該外国投資法人全体で一定規模以上の純資金流入が生じた場合、当該流入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行なわれる場合があります。その場合、ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行なわれた純資産価格を用いて計算されますので、ファンドの基準価額も影響を受けます。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

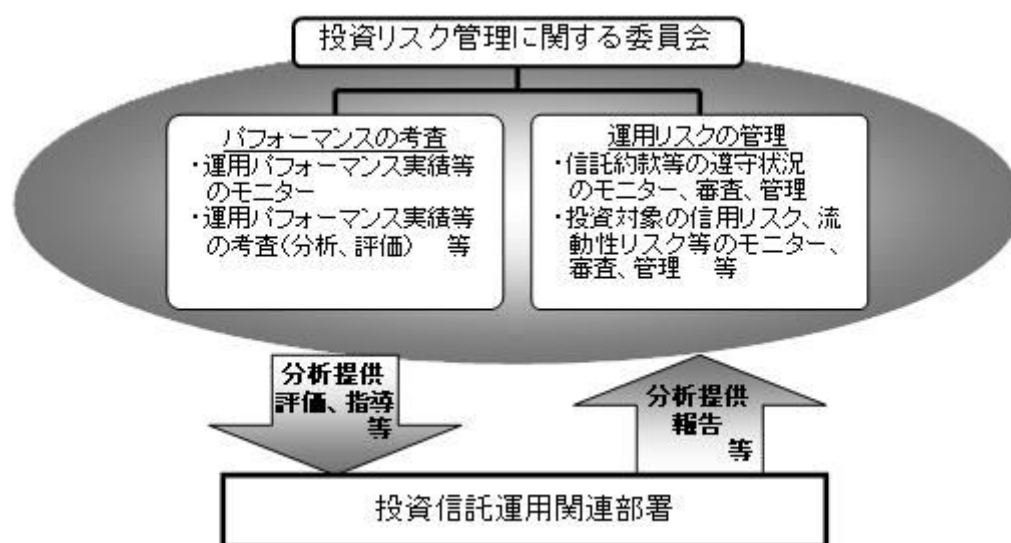
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流

動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2021年6月末～2026年5月末：月次）

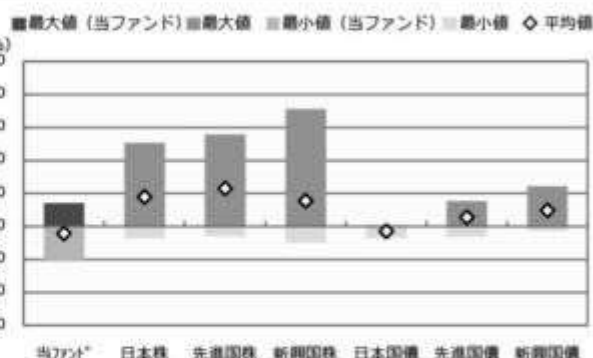
IAコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2021年6月 2022年5月 2023年5月 2024年5月 2025年5月 2026年5月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



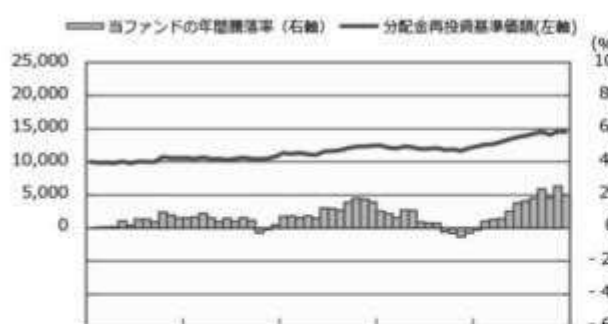
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	14.2	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 21.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	△ 4.3	17.9	23.1	15.6	△ 2.8	5.7	9.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

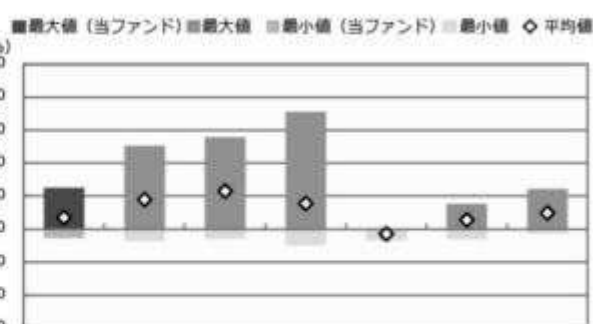
IBコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2021年6月 2022年5月 2023年5月 2024年5月 2025年5月 2026年5月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



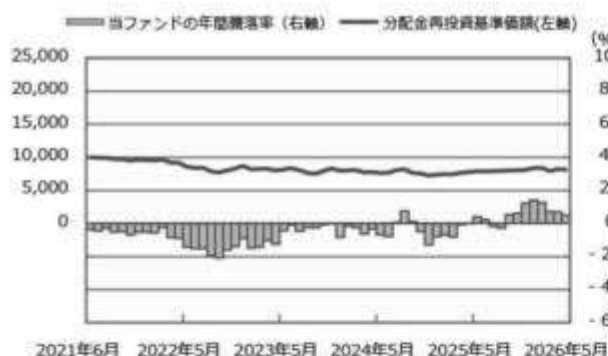
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	25.1	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 5.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	7.1	17.9	23.1	15.6	△ 2.8	5.7	9.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

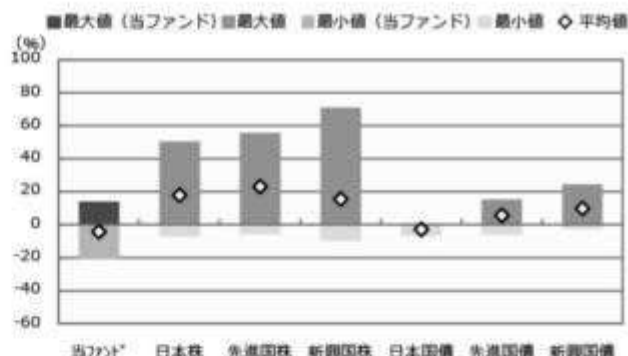
ICコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

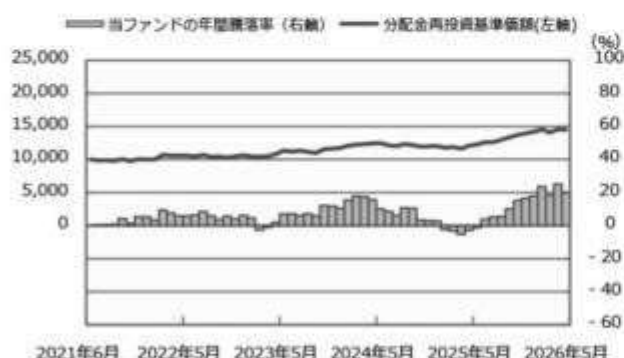


	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	14.0	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 20.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	△ 4.2	17.9	23.1	15.6	△ 2.8	5.7	9.8

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

IDコース

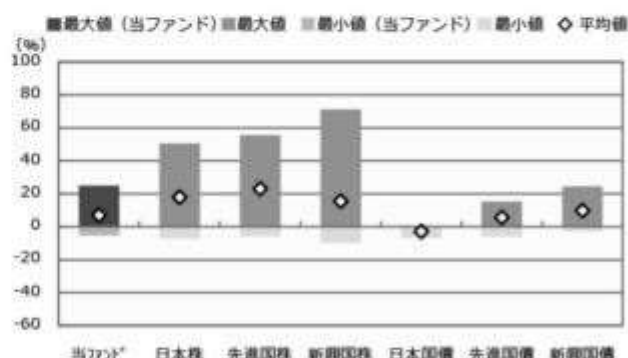
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	25.0	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 5.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	7.1	17.9	23.1	15.6	△ 2.8	5.7	9.8

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPM総研又は株式会社JPM総研の関連会社（以下「JPM」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPMが有します。JPMは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPMにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPMは責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPPI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.3%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.056%（税抜年0.96%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、信託報酬の分配については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.38%	年0.55%	年0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

投資顧問会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から毎年5月および11月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に応じて、年0.03%の率を乗じて得た額とします。

なお、この他にファンドが投資する外国投資証券に関しても費用等がかかります。

（参考）投資対象とする外国投資証券に係る費用

外国投資証券の名称	費用の率(年率)
FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス / JPYクラス	0.75%

当該外国投資証券は、上記費用の他に、資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息、法務関係費用等を負担する場合があります。

なお、申込手数料はかかりません。

ファンドの信託報酬に、ファンドの主要投資対象である上記外国投資証券に係る費用を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドにおける組入れ状況や純資産総額等によっては、信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率(税込)の概算値
年1.806% 程度

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示するこ

とができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡

益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

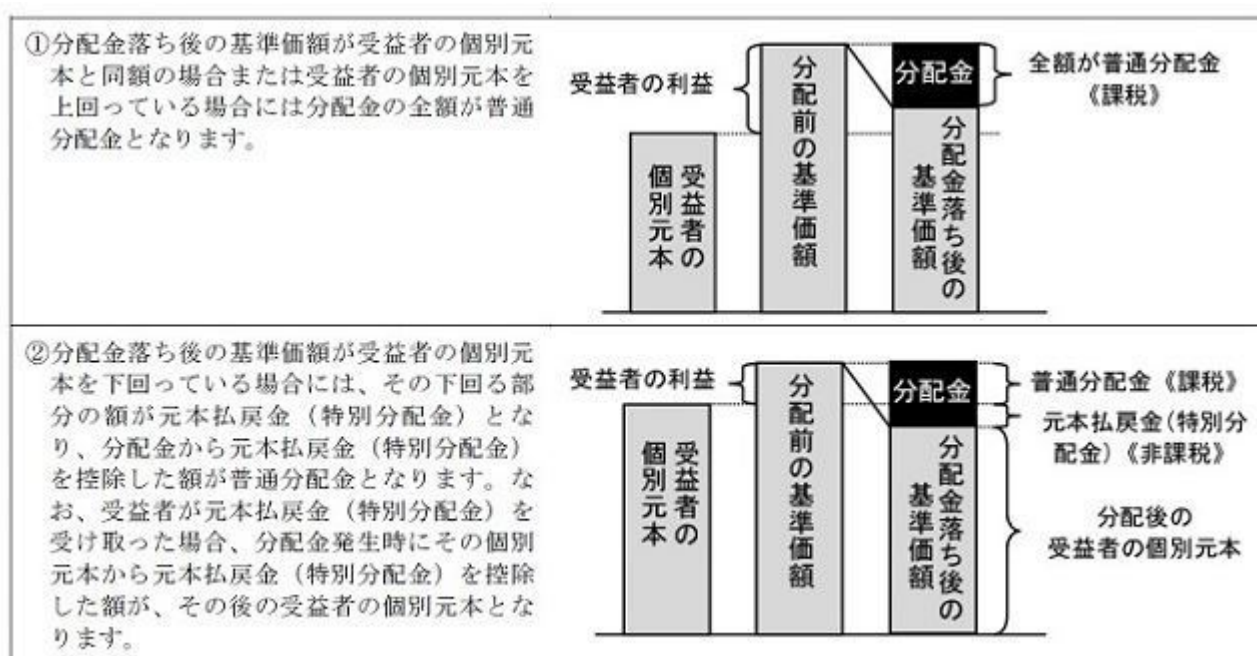
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

上記は2026年5月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率 （①+②+③+④）	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ 他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
Aコース	1.73	1.05	0.00	0.63	0.05
Bコース	1.73	1.05	0.00	0.63	0.05
Cコース	1.72	1.05	0.00	0.62	0.05
Dコース	1.73	1.05	0.00	0.63	0.05

（2025年11月14日～2026年5月13日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
- * ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- * ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- * 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- * 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は2026年5月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】**野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース**

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	426,155,832	98.93
親投資信託受益証券	日本	1,011,604	0.23
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,576,623	0.83
合計（純資産総額）		430,744,059	100.00

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	5,349,758,138	98.79
親投資信託受益証券	日本	101,081	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	65,209,944	1.20
合計（純資産総額）		5,415,069,163	100.00

野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	132,147,682	97.83

親投資信託受益証券	日本	1,011,604	0.74
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,907,703	1.41
合計（純資産総額）		135,066,989	100.00

野村テンプレートン・トータル・リターン Dコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	18,350,161,610	99.33
親投資信託受益証券	日本	1,011,604	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	122,385,819	0.66
合計（純資産総額）		18,473,559,033	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,253,597,385	100.00
合計（純資産総額）		6,253,597,385	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村テンプレートン・トータル・リターン Aコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	FTSIF - テンプレートン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY 限定為替ヘッジ・クラス	877,188.73	492	431,673,349	485.82	426,155,832	98.93
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	983,381	1.0283	1,011,210	1.0287	1,011,604	0.23

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.93
親投資信託受益証券	0.23
合 計	99.16

野村テンプレートン・トータル・リターン Bコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	FTSIF - テンプレートン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY クラス	5,827,877.18	915	5,333,090,410	917.96	5,349,758,138	98.79
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0283	101,041	1.0287	101,081	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.79
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.79

野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	FTSIF - テンブルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY 限定為替ヘッジ・クラス	272,009.55	492	133,858,622	485.82	132,147,682	97.83
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	983,381	1.0283	1,011,210	1.0287	1,011,604	0.74

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.83
親投資信託受益証券	0.74
合 計	98.58

野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	FTSIF - テンブルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY クラス	19,990,153.83	915	18,292,989,770	917.96	18,350,161,610	99.33
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	983,381	1.0283	1,011,210	1.0287	1,011,604	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.33
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99.33

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース

該当事項はありません。

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース

該当事項はありません。

野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース

該当事項はありません。

野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース

該当事項はありません。

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース

該当事項はありません。

野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース

該当事項はありません。

野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース

2026年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2016年11月14日)	5,352	5,357	1.0673	1.0683
第12計算期間	(2017年 5月15日)	5,127	5,131	1.2009	1.2019
第13計算期間	(2017年11月13日)	4,848	4,852	1.1728	1.1738
第14計算期間	(2018年 5月14日)	4,248	4,252	1.1440	1.1450
第15計算期間	(2018年11月13日)	3,313	3,316	1.1350	1.1360
第16計算期間	(2019年 5月13日)	2,954	2,957	1.1226	1.1236
第17計算期間	(2019年11月13日)	2,472	2,474	1.0717	1.0727
第18計算期間	(2020年 5月13日)	1,997	1,999	1.0141	1.0151
第19計算期間	(2020年11月13日)	1,703	1,703	0.9903	0.9903
第20計算期間	(2021年 5月13日)	1,441	1,441	0.9806	0.9806
第21計算期間	(2021年11月15日)	1,198	1,198	0.9453	0.9453
第22計算期間	(2022年 5月13日)	1,007	1,007	0.8653	0.8653
第23計算期間	(2022年11月14日)	819	819	0.7690	0.7690
第24計算期間	(2023年 5月15日)	834	834	0.7996	0.7996
第25計算期間	(2023年11月13日)	689	689	0.7419	0.7419
第26計算期間	(2024年 5月13日)	623	623	0.7615	0.7615
第27計算期間	(2024年11月13日)	517	517	0.7341	0.7341
第28計算期間	(2025年 5月13日)	476	476	0.7435	0.7435
第29計算期間	(2025年11月13日)	457	457	0.7807	0.7807
第30計算期間	(2026年 5月13日)	439	439	0.7995	0.7995
	2025年 5月末日	480	—	0.7524	—

6月末日	489	—	0.7669	—
7月末日	477	—	0.7607	—
8月末日	475	—	0.7664	—
9月末日	466	—	0.7737	—
10月末日	456	—	0.7772	—
11月末日	448	—	0.7755	—
12月末日	451	—	0.7863	—
2026年 1月末日	463	—	0.8126	—
2月末日	450	—	0.8146	—
3月末日	420	—	0.7664	—
4月末日	436	—	0.7957	—
5月末日	430	—	0.7891	—

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース

2026年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2016年11月14日)	52,307	52,342	1.4847	1.4857
第12計算期間	(2017年 5月15日)	49,310	49,337	1.7788	1.7798
第13計算期間	(2017年11月13日)	39,929	39,952	1.7451	1.7461
第14計算期間	(2018年 5月14日)	30,962	30,981	1.6628	1.6638
第15計算期間	(2018年11月13日)	26,358	26,374	1.7347	1.7357
第16計算期間	(2019年 5月13日)	22,319	22,332	1.6804	1.6814
第17計算期間	(2019年11月13日)	18,223	18,234	1.6169	1.6179
第18計算期間	(2020年 5月13日)	14,160	14,169	1.5297	1.5307
第19計算期間	(2020年11月13日)	11,746	11,754	1.4662	1.4672
第20計算期間	(2021年 5月13日)	10,299	10,306	1.5008	1.5018
第21計算期間	(2021年11月15日)	9,493	9,499	1.5193	1.5203
第22計算期間	(2022年 5月13日)	8,957	8,963	1.5880	1.5890
第23計算期間	(2022年11月14日)	8,237	8,242	1.5665	1.5675
第24計算期間	(2023年 5月15日)	7,954	7,959	1.5973	1.5983
第25計算期間	(2023年11月13日)	7,210	7,214	1.7161	1.7171
第26計算期間	(2024年 5月13日)	6,871	6,875	1.8653	1.8663
第27計算期間	(2024年11月13日)	5,988	5,992	1.8320	1.8330
第28計算期間	(2025年 5月13日)	5,464	5,467	1.7960	1.7970
第29計算期間	(2025年11月13日)	5,708	5,711	2.0439	2.0449
第30計算期間	(2026年 5月13日)	5,402	5,405	2.1725	2.1735
2025年 5月末日		5,495	—	1.8168	—
6月末日		5,530	—	1.8517	—
7月末日		5,514	—	1.8968	—
8月末日		5,451	—	1.9044	—
9月末日		5,543	—	1.9563	—
10月末日		5,638	—	2.0157	—

11月末日	5,721	—	2.0639	—
12月末日	5,520	—	2.0990	—
2026年 1月末日	5,533	—	2.1343	—
2月末日	5,545	—	2.1886	—
3月末日	5,338	—	2.1143	—
4月末日	5,484	—	2.1942	—
5月末日	5,415	—	2.1783	—

野村テンプレートン・トータル・リターン Cコース

2026年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11特定期間	(2016年11月14日)	2,128	2,132	0.9611	0.9631
第12特定期間	(2017年 5月15日)	2,062	2,066	1.0681	1.0701
第13特定期間	(2017年11月13日)	1,696	1,699	1.0326	1.0346
第14特定期間	(2018年 5月14日)	1,209	1,211	0.9961	0.9981
第15特定期間	(2018年11月13日)	1,036	1,038	0.9771	0.9791
第16特定期間	(2019年 5月13日)	969	971	0.9559	0.9579
第17特定期間	(2019年11月13日)	858	859	0.9027	0.9047
第18特定期間	(2020年 5月13日)	700	702	0.8442	0.8462
第19特定期間	(2020年11月13日)	584	586	0.8129	0.8149
第20特定期間	(2021年 5月13日)	416	417	0.7928	0.7948
第21特定期間	(2021年11月15日)	376	377	0.7526	0.7546
第22特定期間	(2022年 5月13日)	287	288	0.6780	0.6800
第23特定期間	(2022年11月14日)	239	240	0.5920	0.5940
第24特定期間	(2023年 5月15日)	209	209	0.6036	0.6056
第25特定期間	(2023年11月13日)	183	184	0.5487	0.5507
第26特定期間	(2024年 5月13日)	163	164	0.5514	0.5534
第27特定期間	(2024年11月13日)	151	151	0.5203	0.5223
第28特定期間	(2025年 5月13日)	142	143	0.5141	0.5161
第29特定期間	(2025年11月13日)	140	141	0.5274	0.5294
第30特定期間	(2026年 5月13日)	137	138	0.5280	0.5300
2025年 5月末日		146	—	0.5200	—
6月末日		139	—	0.5280	—
7月末日		139	—	0.5218	—
8月末日		138	—	0.5237	—
9月末日		140	—	0.5266	—
10月末日		141	—	0.5270	—
11月末日		139	—	0.5239	—
12月末日		138	—	0.5291	—
2026年 1月末日		142	—	0.5447	—
2月末日		143	—	0.5441	—
3月末日		134	—	0.5104	—

4月末日	137	—	0.5275	—
5月末日	135	—	0.5211	—

野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース

2026年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11特定期間	(2016年11月14日)	298,345	301,536	0.9348	0.9448
第12特定期間	(2017年 5月15日)	296,151	298,951	1.0578	1.0678
第13特定期間	(2017年11月13日)	234,607	237,009	0.9769	0.9869
第14特定期間	(2018年 5月14日)	169,195	170,544	0.8781	0.8851
第15特定期間	(2018年11月13日)	129,077	130,112	0.8727	0.8797
第16特定期間	(2019年 5月13日)	103,230	104,128	0.8043	0.8113
第17特定期間	(2019年11月13日)	79,980	80,744	0.7333	0.7403
第18特定期間	(2020年 5月13日)	59,508	59,954	0.6669	0.6719
第19特定期間	(2020年11月13日)	45,970	46,346	0.6102	0.6152
第20特定期間	(2021年 5月13日)	38,988	39,181	0.6064	0.6094
第21特定期間	(2021年11月15日)	33,896	34,067	0.5961	0.5991
第22特定期間	(2022年 5月13日)	31,128	31,283	0.6046	0.6076
第23特定期間	(2022年11月14日)	27,853	27,997	0.5794	0.5824
第24特定期間	(2023年 5月15日)	25,748	25,883	0.5732	0.5762
第25特定期間	(2023年11月13日)	24,265	24,386	0.5977	0.6007
第26特定期間	(2024年 5月13日)	23,273	23,384	0.6313	0.6343
第27特定期間	(2024年11月13日)	20,515	20,618	0.6023	0.6053
第28特定期間	(2025年 5月13日)	18,279	18,375	0.5728	0.5758
第29特定期間	(2025年11月13日)	18,874	18,964	0.6328	0.6358
第30特定期間	(2026年 5月13日)	18,515	18,600	0.6545	0.6575
2025年 5月末日		18,392	—	0.5794	—
6月末日		18,404	—	0.5875	—
7月末日		18,519	—	0.5988	—
8月末日		18,368	—	0.5981	—
9月末日		18,577	—	0.6113	—
10月末日		18,798	—	0.6268	—
11月末日		18,939	—	0.6390	—
12月末日		18,961	—	0.6470	—
2026年 1月末日		18,987	—	0.6548	—
2月末日		19,257	—	0.6684	—
3月末日		18,369	—	0.6428	—
4月末日		18,830	—	0.6638	—
5月末日		18,473	—	0.6563	—

【分配の推移】

野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第11計算期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	0.0010円
第12計算期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	0.0010円
第13計算期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	0.0010円
第14計算期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	0.0010円
第15計算期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	0.0010円
第16計算期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	0.0010円
第17計算期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	0.0010円
第18計算期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	0.0010円
第19計算期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	0.0000円
第20計算期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	0.0000円
第21計算期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	0.0000円
第22計算期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	0.0000円
第23計算期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	0.0000円
第24計算期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	0.0000円
第25計算期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	0.0000円
第26計算期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	0.0000円
第27計算期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	0.0000円
第28計算期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	0.0000円
第29計算期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	0.0000円
第30計算期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	0.0000円

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第11計算期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	0.0010円
第12計算期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	0.0010円
第13計算期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	0.0010円
第14計算期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	0.0010円
第15計算期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	0.0010円
第16計算期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	0.0010円
第17計算期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	0.0010円
第18計算期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	0.0010円
第19計算期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	0.0010円
第20計算期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	0.0010円
第21計算期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	0.0010円
第22計算期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	0.0010円
第23計算期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	0.0010円
第24計算期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	0.0010円
第25計算期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	0.0010円
第26計算期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	0.0010円
第27計算期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	0.0010円

第28計算期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	0.0010円
第29計算期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	0.0010円
第30計算期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	0.0010円

野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第11特定期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	0.0120円
第12特定期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	0.0120円
第13特定期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	0.0120円
第14特定期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	0.0120円
第15特定期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	0.0120円
第16特定期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	0.0120円
第17特定期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	0.0120円
第18特定期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	0.0120円
第19特定期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	0.0120円
第20特定期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	0.0120円
第21特定期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	0.0120円
第22特定期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	0.0120円
第23特定期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	0.0120円
第24特定期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	0.0120円
第25特定期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	0.0120円
第26特定期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	0.0120円
第27特定期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	0.0120円
第28特定期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	0.0120円
第29特定期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	0.0120円
第30特定期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	0.0120円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第11特定期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	0.0950円
第12特定期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	0.0600円
第13特定期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	0.0600円
第14特定期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	0.0540円
第15特定期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	0.0420円
第16特定期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	0.0420円
第17特定期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	0.0420円
第18特定期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	0.0300円
第19特定期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	0.0300円
第20特定期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	0.0180円
第21特定期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	0.0180円
第22特定期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	0.0180円
第23特定期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	0.0180円

第24特定期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	0.0180円
第25特定期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	0.0180円
第26特定期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	0.0180円
第27特定期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	0.0180円
第28特定期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	0.0180円
第29特定期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	0.0180円
第30特定期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	0.0180円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース

	計算期間	収益率
第11計算期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	1.2%
第12計算期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	12.6%
第13計算期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	2.3%
第14計算期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	2.4%
第15計算期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	0.7%
第16計算期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	1.0%
第17計算期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	4.4%
第18計算期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	5.3%
第19計算期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	2.3%
第20計算期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	1.0%
第21計算期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	3.6%
第22計算期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	8.5%
第23計算期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	11.1%
第24計算期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	4.0%
第25計算期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	7.2%
第26計算期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	2.6%
第27計算期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	3.6%
第28計算期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	1.3%
第29計算期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	5.0%
第30計算期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	2.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース

	計算期間	収益率
第11計算期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	0.2%
第12計算期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	19.9%
第13計算期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	1.8%
第14計算期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	4.7%
第15計算期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	4.4%

第16計算期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	3.1%
第17計算期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	3.7%
第18計算期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	5.3%
第19計算期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	4.1%
第20計算期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	2.4%
第21計算期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	1.3%
第22計算期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	4.6%
第23計算期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	1.3%
第24計算期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	2.0%
第25計算期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	7.5%
第26計算期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	8.8%
第27計算期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	1.7%
第28計算期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	1.9%
第29計算期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	13.9%
第30計算期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	6.3%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村テンプレートン・トータル・リターン Cコース

	計算期間	収益率
第11特定期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	1.2%
第12特定期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	12.4%
第13特定期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	2.2%
第14特定期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	2.4%
第15特定期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	0.7%
第16特定期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	0.9%
第17特定期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	4.3%
第18特定期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	5.2%
第19特定期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	2.3%
第20特定期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	1.0%
第21特定期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	3.6%
第22特定期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	8.3%
第23特定期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	10.9%
第24特定期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	4.0%
第25特定期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	7.1%
第26特定期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	2.7%
第27特定期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	3.5%
第28特定期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	1.1%
第29特定期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	4.9%
第30特定期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	2.4%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース

	計算期間	収益率
第11特定期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	0.2%
第12特定期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	19.6%
第13特定期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	2.0%
第14特定期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	4.6%
第15特定期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	4.2%
第16特定期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	3.0%
第17特定期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	3.6%
第18特定期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	5.0%
第19特定期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	4.0%
第20特定期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	2.3%
第21特定期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	1.3%
第22特定期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	4.4%
第23特定期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	1.2%
第24特定期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	2.0%
第25特定期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	7.4%
第26特定期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	8.6%
第27特定期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	1.7%
第28特定期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	1.9%
第29特定期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	13.6%
第30特定期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	6.3%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	456,977,398	1,335,363,210	5,015,287,080
第12計算期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	317,032,853	1,062,278,825	4,270,041,108
第13計算期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	461,563,863	597,234,187	4,134,370,784
第14計算期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	185,481,663	605,945,586	3,713,906,861
第15計算期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	130,903,444	925,466,240	2,919,344,065
第16計算期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	121,683,442	408,834,741	2,632,192,766
第17計算期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	80,806,937	406,393,029	2,306,606,674
第18計算期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	52,282,795	389,544,511	1,969,344,958
第19計算期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	45,084,622	294,062,129	1,720,367,451
第20計算期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	39,090,820	289,416,417	1,470,041,854
第21計算期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	24,705,445	227,424,078	1,267,323,221
第22計算期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	20,861,730	123,658,891	1,164,526,060

第23計算期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	20,865,267	119,157,568	1,066,233,759
第24計算期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	38,282,422	60,635,200	1,043,880,981
第25計算期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	14,720,943	129,628,501	928,973,423
第26計算期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	11,422,891	120,969,424	819,426,890
第27計算期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	10,729,469	125,049,798	705,106,561
第28計算期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	6,073,419	70,676,210	640,503,770
第29計算期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	10,717,435	65,087,608	586,133,597
第30計算期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	4,594,897	41,525,591	549,202,903

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	1,275,597,986	6,304,009,845	35,229,609,064
第12計算期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	794,216,613	8,303,380,153	27,720,445,524
第13計算期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	543,725,599	5,383,151,870	22,881,019,253
第14計算期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	503,389,095	4,763,854,611	18,620,553,737
第15計算期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	298,047,454	3,723,473,647	15,195,127,544
第16計算期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	381,091,520	2,293,955,863	13,282,263,201
第17計算期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	295,769,283	2,307,424,152	11,270,608,332
第18計算期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	144,749,107	2,158,728,250	9,256,629,189
第19計算期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	289,885,854	1,534,500,931	8,012,014,112
第20計算期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	84,533,861	1,233,715,079	6,862,832,894
第21計算期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	57,904,880	672,187,974	6,248,549,800
第22計算期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	53,888,625	661,600,443	5,640,837,982
第23計算期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	37,935,931	420,449,312	5,258,324,601
第24計算期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	31,145,842	309,662,892	4,979,807,551
第25計算期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	27,429,463	805,770,052	4,201,466,962
第26計算期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	20,256,388	537,675,874	3,684,047,476
第27計算期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	12,493,942	427,502,655	3,269,038,763
第28計算期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	10,484,643	236,812,899	3,042,710,507
第29計算期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	9,207,511	258,929,999	2,792,988,019
第30計算期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	12,035,143	318,297,701	2,486,725,461

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11特定期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	385,310,170	331,414,554	2,214,312,480
第12特定期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	494,615,509	778,158,933	1,930,769,056
第13特定期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	161,013,052	448,891,076	1,642,891,032
第14特定期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	125,672,017	554,745,896	1,213,817,153
第15特定期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	8,998,021	162,486,617	1,060,328,557
第16特定期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	102,596,219	148,490,490	1,014,434,286
第17特定期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	57,776,512	121,670,436	950,540,362

第18特定期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	36,171,238	156,631,354	830,080,246
第19特定期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	10,056,523	120,623,738	719,513,031
第20特定期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	7,374,763	201,067,797	525,819,997
第21特定期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	5,014,061	31,041,909	499,792,149
第22特定期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	2,922,899	78,974,048	423,741,000
第23特定期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	8,838,609	27,540,085	405,039,524
第24特定期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	10,500,217	69,215,521	346,324,220
第25特定期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	6,666,504	18,208,550	334,782,174
第26特定期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	7,384,962	45,675,852	296,491,284
第27特定期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	7,385,241	13,547,223	290,329,302
第28特定期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	10,493,848	23,036,338	277,786,812
第29特定期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	19,710,603	30,208,822	267,288,593
第30特定期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	5,006,714	11,519,226	260,776,081

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11特定期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	18,915,785,243	48,101,149,934	319,154,455,787
第12特定期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	12,226,648,409	51,408,885,083	279,972,219,113
第13特定期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	8,603,481,597	48,424,828,225	240,150,872,485
第14特定期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	4,860,641,031	52,324,612,135	192,686,901,381
第15特定期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	2,329,941,654	47,108,387,732	147,908,455,303
第16特定期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	2,613,397,972	22,178,553,015	128,343,300,260
第17特定期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	3,211,093,535	22,478,779,642	109,075,614,153
第18特定期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	1,378,438,537	21,229,333,122	89,224,719,568
第19特定期間	2020年 5月14日～2020年11月13日	1,491,085,545	15,380,252,325	75,335,552,788
第20特定期間	2020年11月14日～2021年 5月13日	663,244,453	11,709,455,442	64,289,341,799
第21特定期間	2021年 5月14日～2021年11月15日	571,522,152	7,993,432,998	56,867,430,953
第22特定期間	2021年11月16日～2022年 5月13日	472,656,284	5,852,026,128	51,488,061,109
第23特定期間	2022年 5月14日～2022年11月14日	439,757,183	3,856,528,745	48,071,289,547
第24特定期間	2022年11月15日～2023年 5月15日	421,695,295	3,571,789,591	44,921,195,251
第25特定期間	2023年 5月16日～2023年11月13日	406,058,738	4,726,754,497	40,600,499,492
第26特定期間	2023年11月14日～2024年 5月13日	347,093,822	4,081,899,543	36,865,693,771
第27特定期間	2024年 5月14日～2024年11月13日	278,014,904	3,081,682,679	34,062,025,996
第28特定期間	2024年11月14日～2025年 5月13日	312,611,493	2,461,656,644	31,912,980,845
第29特定期間	2025年 5月14日～2025年11月13日	272,297,507	2,358,810,774	29,826,467,578
第30特定期間	2025年11月14日～2026年 5月13日	232,076,852	1,771,179,219	28,287,365,211

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

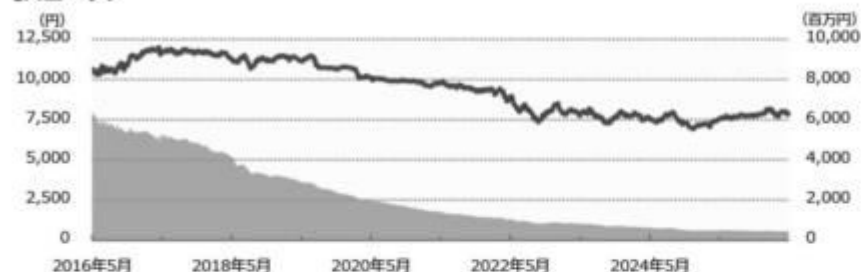


運用実績（2026年5月29日現在）

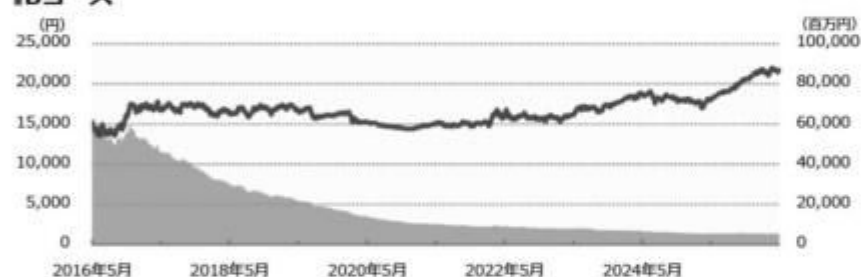
■ 基準価額・純資産の推移（日次）

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

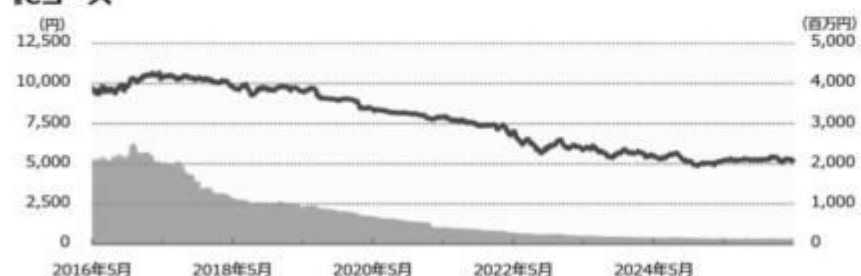
IAコース



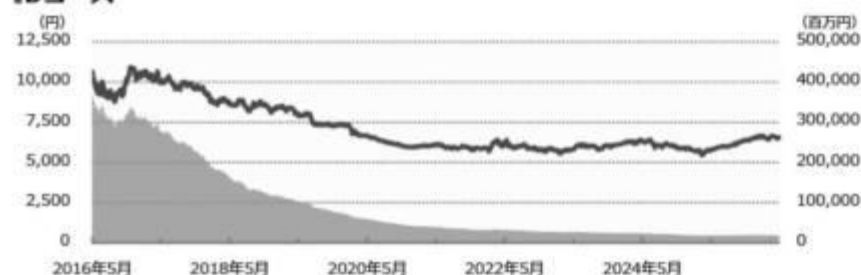
IBコース



ICコース



IDコース



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

IAコース

2026年5月	0 円
2025年11月	0 円
2025年5月	0 円
2024年11月	0 円
2024年5月	0 円
設定来累計	170 円

IBコース

2026年5月	10 円
2025年11月	10 円
2025年5月	10 円
2024年11月	10 円
2024年5月	10 円
設定来累計	290 円

ICコース

2026年5月	20 円
2026年4月	20 円
2026年3月	20 円
2026年2月	20 円
2026年1月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	3,500 円

IDコース

2026年5月	30 円
2026年4月	30 円
2026年3月	30 円
2026年2月	30 円
2026年1月	30 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	11,950 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

IAコース

順位	銘柄	投資比率（%）
1	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス	98.9
2	野村マネー マザーファンド	0.2

IBコース

順位	銘柄	投資比率（%）
1	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPYクラス	98.8
2	野村マネー マザーファンド	0.0

ICコース

順位	銘柄	投資比率（%）
1	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス	97.8
2	野村マネー マザーファンド	0.7

IDコース

順位	銘柄	投資比率（%）
1	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPYクラス	99.3
2	野村マネー マザーファンド	0.0

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

IAコース



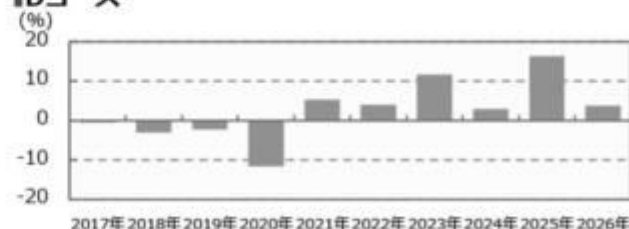
IBコース



ICコース



IDコース



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2)申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

・申込日当日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合または12月24日である場合

(4)購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(5)販売単位

「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(6)販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(7)申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

(8)スイッチング

「Aコース」「Bコース」間および「Cコース」「Dコース」間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

(9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。

(11) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

(5) 換金価額

換金のお申込み日の翌々営業日の基準価額となります。

(6)換金制限

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口換金について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】****< 基準価額の計算方法 >**

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
----	------

外国投資証券	原則、基準価額計算日の前々日（当日が当該外国投資法人の営業日でない場合はとりうる直近）の純資産価格とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2031年5月13日までとします(2011年8月11日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

[Aコース / Bコース]

原則として、毎年5月14日から11月13日までおよび11月14日から翌年5月13日までとします。

[Cコース / Dコース]

原則として、毎月14日から翌月13日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

() 委託者は、各ファンドにつき、この信託が主要投資対象とする外国投資法人の外国投資証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- () 委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより各ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年5月、11月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更する

ことができないものとします。

- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- (f) 公告
- 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
- <https://www.nomura-am.co.jp/>
- なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い
- () 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- () 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用
- この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。
- (i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限
- 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

() 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

() 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

< 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

< 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期計算期間(2025年11月14日から2026年5月13日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース

野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年11月14日から2026年5月13日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第29期 (2025年11月13日現在)	第30期 (2026年 5月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,751,380	9,051,219
投資信託受益証券	451,469,080	431,673,349
親投資信託受益証券	1,007,670	1,011,210
未収配当金	3,085,616	2,720,346
未収利息	103	183
流動資産合計	463,313,849	444,456,307
資産合計	463,313,849	444,456,307
負債の部		
流動負債		
未払金	3,085,616	2,720,346
未払解約金	71,252	332,404
未払受託者報酬	79,138	72,923
未払委託者報酬	2,453,236	2,260,348
その他未払費用	5,336	7,227
流動負債合計	5,694,578	5,393,248
負債合計	5,694,578	5,393,248
純資産の部		
元本等		
元本	586,133,597	549,202,903
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	128,514,326	110,139,844
（分配準備積立金）	261,433,144	257,294,360
元本等合計	457,619,271	439,063,059
純資産合計	457,619,271	439,063,059
負債純資産合計	463,313,849	444,456,307

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
営業収益		
受取配当金	18,908,611	17,031,856
受取利息	14,052	15,707
有価証券売買等損益	6,914,720	3,824,047
営業収益合計	25,837,383	13,223,516
営業費用		
受託者報酬	79,138	72,923
委託者報酬	2,453,236	2,260,348
その他費用	5,336	7,227
営業費用合計	2,537,710	2,340,498
営業利益又は営業損失（ ）	23,299,673	10,883,018
経常利益又は経常損失（ ）	23,299,673	10,883,018
当期純利益又は当期純損失（ ）	23,299,673	10,883,018
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,683,701	653,514
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	164,278,916	128,514,326
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,678,946	9,103,852
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,678,946	9,103,852
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,530,328	958,874
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,530,328	958,874
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	128,514,326	110,139,844

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年11月14日から2026年 5月13日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第29期 2025年11月13日現在	第30期 2026年 5月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 586,133,597口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 549,202,903口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 128,514,326円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 110,139,844円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7807円 (10,000口当たり純資産額) (7,807円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7995円 (10,000口当たり純資産額) (7,995円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第29期
自 2025年 5月14日
至 2025年11月13日

1.運用の外部委託費用

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額 71,929円

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,091,142円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	196,486,253円
分配準備積立金額	D	245,342,002円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	457,919,397円
当ファンドの期末残存口数	F	586,133,597口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	7,812円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円

第30期
自 2025年11月14日
至 2026年 5月13日

1.運用の外部委託費用

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額 66,273円

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,325,991円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	186,160,954円
分配準備積立金額	D	242,968,369円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	443,455,314円
当ファンドの期末残存口数	F	549,202,903口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	8,074円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	-----------------------------------

(2)金融商品の時価等に関する事項

第29期 2025年11月13日現在	第30期 2026年 5月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
期首元本額 640,503,770円	期首元本額 586,133,597円
期中追加設定元本額 10,717,435円	期中追加設定元本額 4,594,897円
期中一部解約元本額 65,087,608円	期中一部解約元本額 41,525,591円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	6,396,599	4,052,612
親投資信託受益証券	2,458	3,540
合計	6,399,057	4,049,072

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2026年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2026年5月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	日本円	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス	877,188.737	431,673,349	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.3%	877,188.737	431,673,349 99.8%	
	合計			431,673,349	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	983,381	1,011,210	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	983,381	1,011,210 0.2%	
	合計			1,011,210	
合計				432,684,559	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第29期 (2025年11月13日現在)	第30期 (2026年 5月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	106,040,677	111,969,933
投資信託受益証券	5,640,878,911	5,333,090,410
親投資信託受益証券	100,688	101,041
未収配当金	37,818,430	33,878,360
未収利息	1,420	2,269
流動資産合計	5,784,840,126	5,479,042,013
資産合計	5,784,840,126	5,479,042,013
負債の部		
流動負債		
未払金	37,818,430	33,878,360
未払収益分配金	2,792,988	2,486,725
未払解約金	6,220,467	11,208,273
未払受託者報酬	919,895	901,626
未払委託者報酬	28,516,434	27,950,258
その他未払費用	62,797	90,101
流動負債合計	76,331,011	76,515,343
負債合計	76,331,011	76,515,343
純資産の部		
元本等		
元本	2,792,988,019	2,486,725,461
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,915,521,096	2,915,801,209
（分配準備積立金）	2,596,052,639	2,486,180,532
元本等合計	5,708,509,115	5,402,526,670
純資産合計	5,708,509,115	5,402,526,670
負債純資産合計	5,784,840,126	5,479,042,013

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
営業収益		
受取配当金	220,008,633	211,124,884
受取利息	136,215	211,114
有価証券売買等損益	529,122,426	159,086,968
営業収益合計	749,267,274	370,422,966
営業費用		
受託者報酬	919,895	901,626
委託者報酬	28,516,434	27,950,258
その他費用	62,797	90,101
営業費用合計	29,499,126	28,941,985
営業利益又は営業損失（ ）	719,768,148	341,480,981
経常利益又は経常損失（ ）	719,768,148	341,480,981
当期純利益又は当期純損失（ ）	719,768,148	341,480,981
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	25,541,067	19,938,886
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,422,084,716	2,915,521,096
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,137,070	13,509,584
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,137,070	13,509,584
剰余金減少額又は欠損金増加額	206,134,783	332,284,841
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	206,134,783	332,284,841
分配金	2,792,988	2,486,725
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,915,521,096	2,915,801,209

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年11月14日から2026年 5月13日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第29期 2025年11月13日現在	第30期 2026年 5月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,792,988,019口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,486,725,461口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0439円 (10,000口当たり純資産額) (20,439円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1725円 (10,000口当たり純資産額) (21,725円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日			第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日		
1.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 836,461円			1.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 819,406円		
2.分配金の計算過程			2.分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	204,311,282円	費用控除後の配当等収益額	A	188,018,933円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,647,854,341円	収益調整金額	C	1,478,317,146円
分配準備積立金額	D	2,394,534,345円	分配準備積立金額	D	2,300,648,324円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,246,699,968円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,966,984,403円
当ファンドの期末残存口数	F	2,792,988,019口	当ファンドの期末残存口数	F	2,486,725,461口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	15,204円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	15,952円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	2,792,988円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	2,486,725円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの審査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第29期 2025年11月13日現在	第30期 2026年 5月13日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
期首元本額 3,042,710,507円	期首元本額 2,792,988,019円
期中追加設定元本額 9,207,511円	期中追加設定元本額 12,035,143円
期中一部解約元本額 258,929,999円	期中一部解約元本額 318,297,701円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第29期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	第30期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	507,346,748	146,279,718
親投資信託受益証券	246	353
合計	507,346,994	146,280,071

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2026年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2026年5月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	日本円	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPYクラス	5,827,877.183	5,333,090,410	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.7%	5,827,877.183	5,333,090,410 100.0%	
	合計			5,333,090,410	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,261	101,041	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	98,261	101,041 0.0%	
	合計			101,041	
合計				5,333,191,451	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年11月13日現在)	当期 (2026年 5月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,444,903	1,948,191
投資信託受益証券	138,266,418	135,371,410
親投資信託受益証券	1,007,670	1,011,210
未収配当金	941,331	841,426
未収利息	32	39
流動資産合計	142,660,354	139,172,276
資産合計	142,660,354	139,172,276
負債の部		
流動負債		
未払金	941,331	841,426
未払収益分配金	534,577	521,552
未払解約金	94,933	11
未払受託者報酬	3,813	3,754
未払委託者報酬	118,154	116,333
その他未払費用	281	365
流動負債合計	1,693,089	1,483,441
負債合計	1,693,089	1,483,441
純資産の部		
元本等		
元本	267,288,593	260,776,081
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	126,321,328	123,087,246
(分配準備積立金)	40,376,996	40,216,261
元本等合計	140,967,265	137,688,835
純資産合計	140,967,265	137,688,835
負債純資産合計	142,660,354	139,172,276

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
営業収益		
受取配当金	5,535,467	5,278,797
受取利息	6,519	6,074
有価証券売買等損益	2,086,099	1,270,265
営業収益合計	7,628,085	4,014,606
営業費用		
受託者報酬	23,489	22,777
委託者報酬	728,195	705,922
その他費用	1,541	2,210
営業費用合計	753,225	730,909
営業利益又は営業損失（ ）	6,874,860	3,283,697
経常利益又は経常損失（ ）	6,874,860	3,283,697
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,874,860	3,283,697
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	86,509	12,954
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	134,977,186	126,321,328
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,542,239	5,443,239
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,542,239	5,443,239
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,465,410	2,332,172
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,465,410	2,332,172
分配金	3,209,322	3,147,728
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	126,321,328	123,087,246

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2025年11月14日から2026年 5月13日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2025年11月13日現在	当期 2026年 5月13日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 267,288,593口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 260,776,081口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 126,321,328円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 123,087,246円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5274円 (10,000口当たり純資産額) (5,274円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5280円 (10,000口当たり純資産額) (5,280円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日			当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日																																																														
1.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 21,355円			1.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 20,701円																																																														
2.分配金の計算過程 2025年 5月14日から2025年 6月13日まで			2.分配金の計算過程 2025年11月14日から2025年12月15日まで																																																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>906,423円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>72,672,352円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>40,683,732円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>114,262,507円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>271,288,150口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>4,211円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>542,576円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	906,423円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	72,672,352円	分配準備積立金額	D	40,683,732円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	114,262,507円	当ファンドの期末残存口数	F	271,288,150口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,211円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	542,576円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>773,439円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>72,111,271円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>39,738,606円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>112,623,316円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>263,336,044口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>4,276円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>526,672円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	773,439円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	72,111,271円	分配準備積立金額	D	39,738,606円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,623,316円	当ファンドの期末残存口数	F	263,336,044口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,276円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	526,672円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	906,423円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																															
収益調整金額	C	72,672,352円																																																															
分配準備積立金額	D	40,683,732円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	114,262,507円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	271,288,150口																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,211円																																																															
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	542,576円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	773,439円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																															
収益調整金額	C	72,111,271円																																																															
分配準備積立金額	D	39,738,606円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,623,316円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	263,336,044口																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,276円																																																															
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	526,672円																																																															
2025年 6月14日から2025年 7月14日まで			2025年12月16日から2026年 1月13日まで																																																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>801,222円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>71,572,070円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>39,947,227円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>112,320,519円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>266,025,838口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>4,222円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>532,051円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	801,222円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	71,572,070円	分配準備積立金額	D	39,947,227円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,320,519円	当ファンドの期末残存口数	F	266,025,838口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,222円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	532,051円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>819,591円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>71,651,322円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>39,665,042円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>112,135,955円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>261,502,949口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>4,288円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>523,005円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	819,591円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	71,651,322円	分配準備積立金額	D	39,665,042円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,135,955円	当ファンドの期末残存口数	F	261,502,949口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,288円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	523,005円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	801,222円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																															
収益調整金額	C	71,572,070円																																																															
分配準備積立金額	D	39,947,227円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,320,519円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	266,025,838口																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,222円																																																															
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	532,051円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	819,591円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																															
収益調整金額	C	71,651,322円																																																															
分配準備積立金額	D	39,665,042円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,135,955円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	261,502,949口																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,288円																																																															
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	523,005円																																																															
2025年 7月15日から2025年 8月13日まで			2026年 1月14日から2026年 2月13日まで																																																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>795,805円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	795,805円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>848,080円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	848,080円																																																
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	795,805円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	848,080円																																																															

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	72,166,962円
分配準備積立金額	D	39,691,914円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,654,681円
当ファンドの期末残存口数	F	266,193,288口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,232円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	532,386円

2025年 8月14日から2025年 9月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	859,999円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	72,423,014円
分配準備積立金額	D	39,724,887円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113,007,900円
当ファンドの期末残存口数	F	266,244,591口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,244円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	532,489円

2025年 9月17日から2025年10月14日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	784,206円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	73,013,179円
分配準備積立金額	D	40,043,986円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113,841,371円
当ファンドの期末残存口数	F	267,621,590口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,253円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	535,243円

2025年10月15日から2025年11月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	898,057円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	73,151,659円
分配準備積立金額	D	40,013,516円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	114,063,232円
当ファンドの期末残存口数	F	267,288,593口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,267円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	534,577円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	71,713,606円
分配準備積立金額	D	39,876,323円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,438,009円
当ファンドの期末残存口数	F	261,448,940口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,300円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	522,897円

2026年 2月14日から2026年 3月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	745,696円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	72,554,762円
分配準備積立金額	D	40,015,550円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113,316,008円
当ファンドの期末残存口数	F	262,975,009口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,308円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	525,950円

2026年 3月14日から2026年 4月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	769,388円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	72,931,486円
分配準備積立金額	D	40,223,675円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113,924,549円
当ファンドの期末残存口数	F	263,826,183口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,318円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	527,652円

2026年 4月14日から2026年 5月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	781,637円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	72,129,768円
分配準備積立金額	D	39,956,176円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,867,581円
当ファンドの期末残存口数	F	260,776,081口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,328円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	521,552円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2025年11月13日現在	当期 2026年 5月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
期首元本額 277,786,812円	期首元本額 267,288,593円
期中追加設定元本額 19,710,603円	期中追加設定元本額 5,006,714円
期中一部解約元本額 30,208,822円	期中一部解約元本額 11,519,226円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,741,965	795,786
親投資信託受益証券	393	590
合計	1,742,358	796,376

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2026年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2026年5月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	日本円	FTSIF - テンブルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス	275,083.641	135,371,410	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.3%	275,083.641	135,371,410 99.3%	
	合計			135,371,410	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	983,381	1,011,210	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.7%	983,381	1,011,210 0.7%	
	合計			1,011,210	
合計				136,382,620	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年11月13日現在)	当期 (2026年 5月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	338,663,687	338,630,617
投資信託受益証券	18,675,217,435	18,292,989,770
親投資信託受益証券	1,007,670	1,011,210
未収配当金	124,331,497	116,169,410
未収利息	4,537	6,862
流動資産合計	19,139,224,826	18,748,807,869
資産合計	19,139,224,826	18,748,807,869
負債の部		
流動負債		
未払金	124,331,497	116,169,410
未払収益分配金	89,479,402	84,862,095
未払解約金	34,149,230	16,010,334
未払受託者報酬	507,384	509,664
未払委託者報酬	15,728,891	15,799,535
その他未払費用	38,911	50,958
流動負債合計	264,235,315	233,401,996
負債合計	264,235,315	233,401,996
純資産の部		
元本等		
元本	29,826,467,578	28,287,365,211
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	10,951,478,067	9,771,959,338
(分配準備積立金)	1,290,721,353	1,347,066,588
元本等合計	18,874,989,511	18,515,405,873
純資産合計	18,874,989,511	18,515,405,873
負債純資産合計	19,139,224,826	18,748,807,869

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
営業収益		
受取配当金	732,753,487	721,455,966
受取利息	556,611	714,959
有価証券売買等損益	1,763,854,783	535,319,909
営業収益合計	2,497,164,881	1,257,490,834
営業費用		
受託者報酬	3,077,676	3,088,056
委託者報酬	95,407,911	95,729,490
その他費用	210,208	308,746
営業費用合計	98,695,795	99,126,292
営業利益又は営業損失（ ）	2,398,469,086	1,158,364,542
経常利益又は経常損失（ ）	2,398,469,086	1,158,364,542
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,398,469,086	1,158,364,542
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	11,529,580	4,471,649
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,633,244,897	10,951,478,067
剰余金増加額又は欠損金減少額	957,519,538	626,331,220
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	957,519,538	626,331,220
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,226,153	81,838,106
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,226,153	81,838,106
分配金	552,466,061	518,867,278
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,951,478,067	9,771,959,338

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2025年11月14日から2026年 5月13日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2025年11月13日現在	当期 2026年 5月13日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 29,826,467,578口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 28,287,365,211口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 10,951,478,067円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 9,771,959,338円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6328円 (10,000口当たり純資産額) (6,328円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6545円 (10,000口当たり純資産額) (6,545円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日			当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日		
1.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 2,798,377円			1.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 2,807,023円		
2.分配金の計算過程 2025年 5月14日から2025年 6月13日まで			2.分配金の計算過程 2025年11月14日から2025年12月15日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	119,754,479円	費用控除後の配当等収益額	A	111,492,622円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,667,015,762円	収益調整金額	C	4,377,054,995円
分配準備積立金額	D	1,220,948,417円	分配準備積立金額	D	1,271,651,088円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,007,718,658円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,760,198,705円
当ファンドの期末残存口数	F	31,475,109,103口	当ファンドの期末残存口数	F	29,443,686,157口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,908円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,956円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	94,425,327円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	88,331,058円
2025年 6月14日から2025年 7月14日まで			2025年12月16日から2026年 1月13日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	115,025,493円	費用控除後の配当等収益額	A	121,194,645円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,628,865,238円	収益調整金額	C	4,337,526,159円
分配準備積立金額	D	1,233,827,445円	分配準備積立金額	D	1,281,092,308円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,977,718,176円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,739,813,112円
当ファンドの期末残存口数	F	31,205,742,878口	当ファンドの期末残存口数	F	29,167,231,364口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,915円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,967円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	93,617,228円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	87,501,694円
2025年 7月15日から2025年 8月13日まで			2026年 1月14日から2026年 2月13日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	116,695,944円	費用控除後の配当等収益額	A	112,970,124円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,577,758,856円
分配準備積立金額	D	1,239,322,786円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,933,777,586円
当ファンドの期末残存口数	F	30,850,283,383口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,923円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	92,550,850円

2025年 8月14日から2025年 9月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	115,055,866円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,529,738,357円
分配準備積立金額	D	1,248,187,840円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,892,982,063円
当ファンドの期末残存口数	F	30,515,934,157口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,931円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	91,547,802円

2025年 9月17日から2025年10月14日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	111,009,551円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,496,829,416円
分配準備積立金額	D	1,260,101,713円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,867,940,680円
当ファンドの期末残存口数	F	30,281,817,482口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,937円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	90,845,452円

2025年10月15日から2025年11月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	121,330,344円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,431,405,504円
分配準備積立金額	D	1,258,870,411円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,811,606,259円
当ファンドの期末残存口数	F	29,826,467,578口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,948円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	89,479,402円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,299,343,089円
分配準備積立金額	D	1,301,064,530円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,713,377,743円
当ファンドの期末残存口数	F	28,899,331,681口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,976円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	86,697,995円

2026年 2月14日から2026年 3月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	104,333,134円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,268,088,846円
分配準備積立金額	D	1,315,593,615円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,688,015,595円
当ファンドの期末残存口数	F	28,678,448,641口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,983円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	86,035,345円

2026年 3月14日から2026年 4月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	105,045,153円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,240,055,413円
分配準備積立金額	D	1,323,108,382円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,668,208,948円
当ファンドの期末残存口数	F	28,479,697,275口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,990円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	85,439,091円

2026年 4月14日から2026年 5月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	99,796,485円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,212,940,613円
分配準備積立金額	D	1,332,132,198円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,644,869,296円
当ファンドの期末残存口数	F	28,287,365,211口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,995円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	84,862,095円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2025年11月13日現在	当期 2026年 5月13日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
期首元本額 31,912,980,845円	期首元本額 29,826,467,578円
期中追加設定元本額 272,297,507円	期中追加設定元本額 232,076,852円
期中一部解約元本額 2,358,810,774円	期中一部解約元本額 1,771,179,219円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2025年 5月14日 至 2025年11月13日	当期 自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	598,666,962	58,371,249
親投資信託受益証券	393	590
合計	598,667,355	58,370,659

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2026年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2026年5月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	日本円	FTSIF - テンブルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPYクラス	19,990,153.831	18,292,989,770	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.8%	19,990,153.831	18,292,989,770	100.0%
	合計			18,292,989,770	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	983,381	1,011,210	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	983,381	1,011,210	0.0%
	合計			1,011,210	
合計				18,294,000,980	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「野村テンブルトン・トータル・リターン」の各ファンドは「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2026年 5月13日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,058,705,837
現先取引勘定	3,930,000,000
未収利息	61,984
差入委託証拠金	153,196,000
流動資産合計	7,141,963,821
資産合計	7,141,963,821
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	6,945,116,011
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	196,847,810
元本等合計	7,141,963,821
純資産合計	7,141,963,821
負債純資産合計	7,141,963,821

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
2.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2026年 5月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0283円
(10,000口当たり純資産額)	(10,283円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年11月14日 至 2026年 5月13日	
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年 5月13日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 5月13日現在	
期首	2025年11月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	7,387,274,599円
同期中における追加設定元本額	12,237,841,870円
同期中における一部解約元本額	12,680,000,458円
期末元本額	6,945,116,011円
期末元本額の内訳＊	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	2,520,723,364円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	84,181,991円
ネクストコア	26,655,535円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円

ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（為替ヘッジあり）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（為替ヘッジなし）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（為替ヘッジあり）年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（為替ヘッジなし）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（為替ヘッジあり）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（為替ヘッジあり）年2回決算型	983,768円
野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	373,897円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（為替ヘッジなし）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円

グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	116,529円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
のむらップ・ファンド（普通型）年3%目標分配金受取型	98,001円
のむらップ・ファンド（普通型）年6%目標分配金受取型	98,001円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020円
マイライフ・エール（資産成長型）	98,049円
マイライフ・エール（年2%目標払出型）	98,049円
マイライフ・エール（年6%目標払出型）	98,049円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Aコース	98,059円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Bコース	98,059円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Aコース	98,078円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Bコース	98,078円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド（米ドル売り円買い）（野村SMA・EW向け）	9,808円
野村アバンティス米国小型株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	9,809円
野村アバンティス米国小型株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	9,809円
野村アバンティス新興国株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	9,809円
野村アバンティス新興国株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	9,809円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	9,806円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	9,806円
野村ブラックロック世界優良企業厳選ファンド Aコース	9,803円
野村ブラックロック世界優良企業厳選ファンド Bコース	9,803円
野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド	97,848円
のむらップ・ファンド（保守型）年3%目標分配金受取型	97,781円
のむらップ・ファンド（積極型）年3%目標分配金受取型	97,781円
のむらップ・ファンド（積極型）年6%目標分配金受取型	97,781円
野村グローバル高配当株プレミアム（米ドルコース）毎月分配型	9,771円
野村グローバル高配当株プレミアム（米ドルコース）年2回決算型	9,771円
野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド（野村SMA・EW向け）	97,542円
ノムラ・エマージング・オープン	97,286円
ノムラ・プライベート・シリーズTPGアンジェロ・ゴードンBDCオープン（為替ヘッジあり）2025-06（限定追加型）（適格機関投資家専用）	750,421,374円
野村非上場REITオープン投信（適格機関投資家専用）	23,375,865円
野村アンジェロ・ゴードンBDCファンド（為替ヘッジあり）2210（適格機関投資家転売制限付）	763,401,142円
ノムラ・プライベート・シリーズTPGアンジェロ・ゴードンBDCファンド（為替ヘッジあり）2402（適格機関投資家転売制限付）	514,616,840円
野村DC運用戦略ファンド	2,034,282,266円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	153,662,606円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2026年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2026年5月13日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース

2026年5月29日現在

資産総額	430,944,485円
負債総額	200,426円
純資産総額（ - ）	430,744,059円
発行済口数	545,865,952口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7891円

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース

2026年5月29日現在

資産総額	5,419,792,555円
負債総額	4,723,392円
純資産総額（ - ）	5,415,069,163円
発行済口数	2,485,965,603口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1783円

野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース

2026年5月29日現在

資産総額	135,129,662円
負債総額	62,673円
純資産総額（ - ）	135,066,989円
発行済口数	259,191,887口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5211円

野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース

2026年5月29日現在

資産総額	18,500,861,440円
負債総額	27,302,407円
純資産総額（ - ）	18,473,559,033円
発行済口数	28,148,001,062口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6563円

（参考）野村マネー マザーファンド

2026年5月29日現在

資産総額	6,355,642,385円
負債総額	102,045,000円
純資産総額（ - ）	6,253,597,385円
発行済口数	6,079,221,207口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0287円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2026年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間にける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

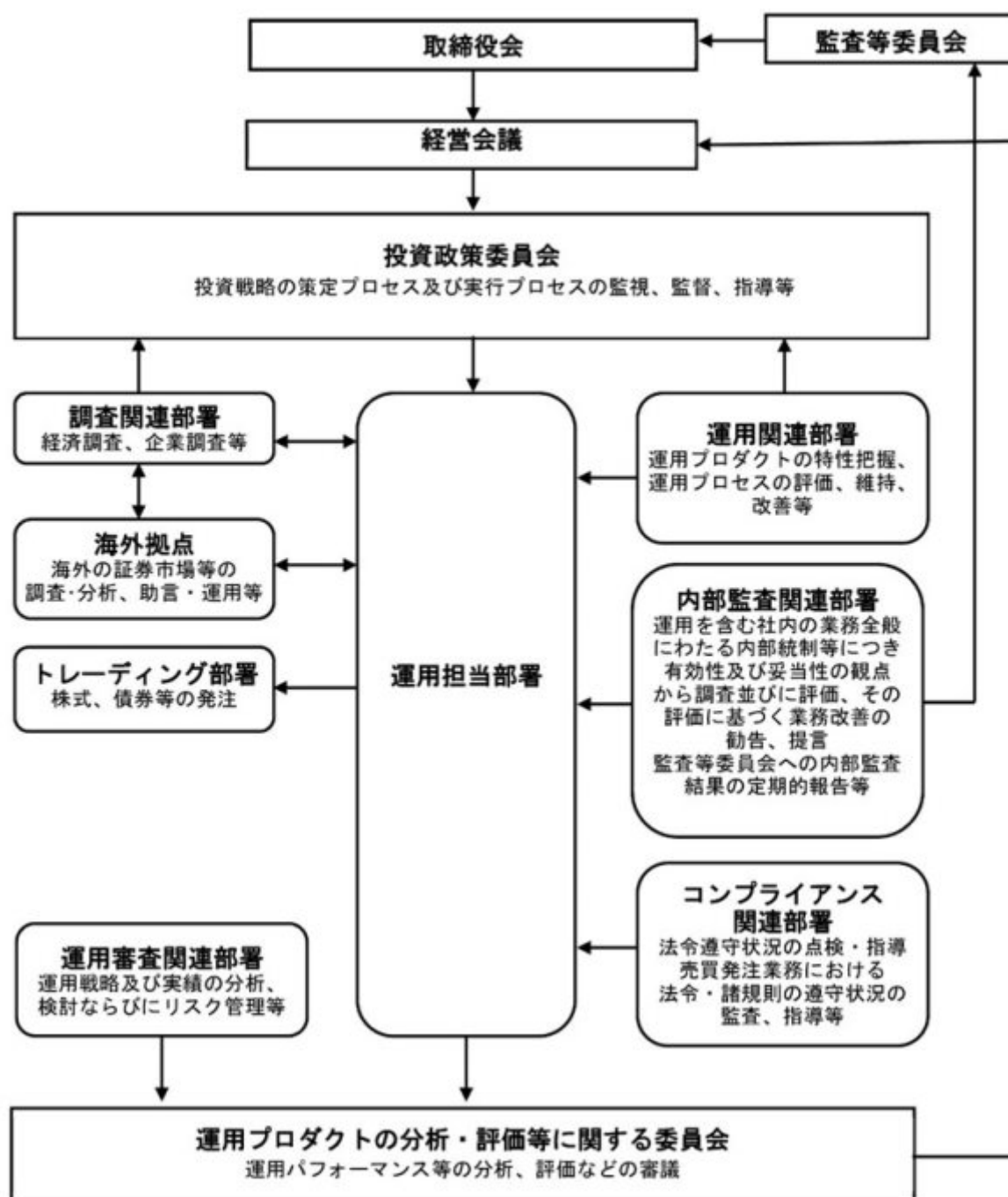
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2026年5月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	868	80,275,761

単位型株式投資信託	115	524,592
追加型公社債投資信託	14	7,184,157
単位型公社債投資信託	312	420,131
合計	1,309	88,404,641

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(１)【貸借対照表】

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			8,177		9,250
金銭の信託			46,810		69,786
前払金			12		12
前払費用			1,019		878
未収入金			666		996
未収委託者報酬			34,911		41,753
未収運用受託報酬			7,066		9,089
短期貸付金			2,242		3,197
その他			195		101
貸倒引当金			21		25
流動資産計			101,080		135,041
固定資産					
有形固定資産			881		764
建物	2	589		507	
器具備品	2	292		256	
無形固定資産			6,889		7,347
ソフトウェア		6,888		7,346	
その他		0		0	
投資その他の資産			14,923		19,489
投資有価証券		2,164		3,417	
関係会社株式		6,584		6,878	
長期差入保証金		521		523	

長期前払費用		11		10	
前払年金費用		2,413		2,898	
繰延税金資産		3,134		5,662	
その他		92		98	
固定資産計			22,694		27,601
資産合計			123,775		162,642

		前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)		
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			6,000		32,100
預り金			132		138
未払金			11,982		13,818
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		65		106	
未払手数料		11,326		13,582	
関係会社未払金		589		128	
未払費用	1		12,594		14,990
未払法人税等			10,363		9,858
未払消費税等			2,112		1,650
前受収益			14		11
賞与引当金			5,846		7,322
その他			-		59
流動負債計			49,045		79,950
固定負債					
退職給付引当金			2,618		2,921
時効後支払損引当金			610		616
資産除去債務			1,431		1,703
固定負債計			4,660		5,240
負債合計			53,706		85,191
(純資産の部)					
株主資本			69,751		77,054
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			38,841		46,144
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,156		45,459	
繰越利益剰余金		38,156		45,459	
評価・換算差額等			317		396
その他有価証券評価差額金			317		396
純資産合計			70,069		77,451
負債・純資産合計			123,775		162,642

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			155,775		178,321
運用受託報酬			23,666		27,977
その他営業収益			328		361
営業収益計			179,770		206,660
営業費用					
支払手数料			56,923		67,090
広告宣伝費			1,115		1,599
公告費			0		0
調査費			38,115		40,875
調査費		6,901		7,389	
委託調査費		31,213		33,485	
委託計算費			1,345		1,533
営業雑経費			4,336		4,637
通信費		89		87	
印刷費		780		684	
協会費		93		96	
諸経費		3,372		3,768	
営業費用計			101,835		115,736
一般管理費					
給料			14,094		16,541
役員報酬		321		413	
給料・手当		7,982		8,399	
賞与		5,790		7,727	
交際費			105		128
寄付金			116		101
旅費交通費			394		502
租税公課			1,537		2,055
不動産賃借料			1,236		1,246
退職給付費用			598		523
固定資産減価償却費			2,309		2,694
諸経費			12,708		13,608
一般管理費計			33,100		37,402
営業利益			44,834		53,521

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,594		7,435	
受取利息		93		155	
為替差益		1,498		-	
その他		786		688	
営業外収益計			8,972		8,278
営業外費用					

支払利息		210		545	
金銭の信託運用損		396		448	
時効後支払損引当金繰入額		10		13	
投資事業組合運用損		134		287	
為替差損		-		76	
その他		10		15	
営業外費用計			763		1,387
経常利益			53,043		60,412
特別利益					
株式報酬受入益		56		122	
移転補償金		-		109	
特別利益計			56		232
特別損失					
関係会社株式評価損		-		299	
固定資産除却損	2	14		181	
特別損失計			14		481
税引前当期純利益			53,085		60,163
法人税、住民税及び事業税			15,463		17,310
法人税等調整額			482		2,564
当期純利益			38,105		45,417

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751
当期変動額								
剰余金の配当						38,115	38,115	38,115
当期純利益						45,417	45,417	45,417
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,302	7,302	7,302
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	45,459	46,144	77,054

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	317	317	70,069

当期変動額			
剰余金の配当			38,115
当期純利益			45,417
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	79	79	79
当期変動額合計	79	79	7,381
当期末残高	396	396	77,451

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額271百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、見積りの変更により損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更に関する注記]

該当事項はありません。

〔会計方針の変更〕

該当事項はありません。

〔未適用の会計基準等〕

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたもの。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

〔注記事項〕

貸借対照表関係

前事業年度末 (2025年3月31日)	当事業年度末 (2026年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,484百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,882百万円 器具備品 828 合計 2,711

損益計算書関係

前事業年度 (自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,432百万円
2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14	2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 180 合計 181

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,470円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7,400円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7,400円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 45,429百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 8,820円

基準日 2026年3月31日

効力発生日 2026年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-

金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	69,786	69,786	-
資産計	69,786	69,786	-
(2)その他（デリバティブ取引）	59	59	-
負債計	59	59	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	7,053
組合出資金等	3,242
合計	10,296

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において299百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

預金	9,250	-	-	-
金銭の信託	69,786	-	-	-
未収委託者報酬	41,753	-	-	-
未収運用受託報酬	9,089	-	-	-
短期貸付金	3,197	-	-	-
合計	133,078	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	69,786	-	69,786
資産計	-	69,786	-	69,786
デリバティブ取引（通貨関連）	-	59	-	59
負債計	-	59	-	59

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6．減損処理を行った有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．売買目的有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2026年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,772
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額3,242百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

6．減損処理を行った有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度において、子会社株式について299百万円減損処理を行っております。

デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	3,132	-	59	59

退職給付関係

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
退職給付債務の期末残高	16,418
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041

	6,806
--	-------

非積立型制度の退職給付債務	2,183
---------------	-------

未積立退職給付債務	4,623
-----------	-------

未認識数理計算上の差異	4,003
-------------	-------

未認識過去勤務費用	825
-----------	-----

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
----------------------	-----

退職給付引当金	2,618
---------	-------

前払年金費用	2,413
--------	-------

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
----------------------	-----

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
------	---------

利息費用	331
------	-----

期待運用収益	499
--------	-----

数理計算上の差異の費用処理額	157
----------------	-----

過去勤務費用の費用処理額	58
--------------	----

確定給付制度に係る退職給付費用	371
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
----	-----

株式	31%
----	-----

生保一般勘定	9%
--------	----

生保特別勘定	7%
--------	----

その他	20%
-----	-----

合計	100%
----	------

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	1.9%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.35%
-----------	-------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	16,418 百万円
勤務費用	636
利息費用	397
数理計算上の差異の発生額	1,431
退職給付の支払額	1,099
その他	1
退職給付債務の期末残高	14,923

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,041 百万円
期待運用収益	494
数理計算上の差異の発生額	1,214
事業主からの拠出額	0
退職給付の支払額	903
年金資産の期末残高	21,847

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	12,277 百万円
年金資産	21,847
	9,569
非積立型制度の退職給付債務	2,645
未積立退職給付債務	6,923
未認識数理計算上の差異	6,195
未認識過去勤務費用	750
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22
退職給付引当金	2,921
前払年金費用	2,898
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	636 百万円
利息費用	397
期待運用収益	494
数理計算上の差異の費用処理額	453
過去勤務費用の費用処理額	74
確定給付制度に係る退職給付費用	11

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	33%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	6%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	3.4%
退職一時金制度の割引率	2.8%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、470百万円でした。

税効果会計関係

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2025年3月31日)		当事業年度末 (2026年3月31日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,840	賞与引当金	2,345
退職給付引当金	824	退職給付引当金	920
関係会社株式評価減	1,281	関係会社株式評価減	1,375
未払事業税	547	未払事業税	547
投資有価証券評価減	12	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	331	減価償却超過額	356
時効後支払損引当金	192	時効後支払損引当金	194
関係会社株式売却損	509	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	81	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	451	資産除去債務	536
未払社会保険料	135	未払社会保険料	135
その他	38	その他	47
繰延税金資産小計	6,245	繰延税金資産小計	7,061
評価性引当額	1,973	評価性引当額（注）	63
繰延税金資産合計	4,271	繰延税金資産合計	6,997
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	144	資産除去債務に対応する除去費用	153
関係会社株式評価益	86	関係会社株式評価益	86
その他有価証券評価差額金	145	その他有価証券評価差額金	182
前払年金費用	760	前払年金費用	913
繰延税金負債合計	1,136	繰延税金負債合計	1,335
繰延税金資産の純額	3,134	繰延税金資産の純額	5,662
(注) 評価性引当額が1,910百万円減少しております。この主な減少内容は、会社分類の見直しを行ったことによるものであります。			
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.7%
タックスヘイブン税制	1.3%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	賃上げ促進税制適用による税額控除	0.8%
その他	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%	評価性引当額の増減	3.1%
		その他	0.6%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に271百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
期首残高		1,123	1,431
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		308	271
期末残高		1,431	1,703

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円

その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
委託者報酬	178,283百万円
運用受託報酬	24,914百万円
成功報酬（注）	3,103百万円
その他営業収益	358百万円
合計	206,660百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬、運用受託報酬またはその他営業収益に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジメン ト　　Ｕ．Ｓ． Ａ．インク	ニ　ュ　ー ヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資 (*2)	4,475	-	-
-----	--	--------------	--------------------	-------	--------	---	----------------	-------	---	---

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式 会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*3)	40,328	未払 手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等
- (* 1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
- (* 2) ノムラ・アセット・マネジメント　Ｕ．Ｓ．Ａ．インクが行った有償減資の金額を記載しております。
- (* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2025年4月1日　至　2026年3月31日)

1．関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホール ディングス 株式会社	東京都 中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	281,000	短期 借入金	32,100
							資金の返済 (*1)	254,900		
							借入金利息 (*1)	545	未払利息	25

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・ インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	11,245	短期 貸付金	3,197
							資金の返済 (*1)	10,422		
							貸付金利息 (*1)	155	未収利息	31

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託等に係る事務代行手数料の支払 (*2)	48,195	未払手数料	9,427

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,603円86銭	1株当たり純資産額	15,037円01銭
1株当たり当期純利益	7,398円11銭	1株当たり当期純利益	8,817円79銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	38,105百万円	損益計算書上の当期純利益	45,417百万円
普通株式に係る当期純利益	38,105百万円	普通株式に係る当期純利益	45,417百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	57,500百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 2026年5月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
めぶき証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社足利銀行	135,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社鳥取銀行	9,061百万円	
株式会社南都銀行	37,924百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	

^{*} 2026年5月末現在

株式会社足利銀行は、新規の募集・販売は行ないません。

(3) 運用の委託先

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社	10億円	「金融商品取引法」に定める投資運用業及び投資助言・代理業を営んでいます。

^{*} 2026年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 運用の委託先

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(2026年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 運用の委託先

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年11月25日	臨時報告書
2026年 1月30日	有価証券届出書の訂正届出書
2026年 1月30日	有価証券報告書
2026年 2月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水 永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月10日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村テンプレトン・トータル・リターン Aコースの2025年1月14日から2026年5月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村テンプレトン・トータル・リターン Aコースの2026年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月10日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村テンプレトン・トータル・リターン Bコースの2025年1月14日から2026年5月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村テンプレトン・トータル・リターン Bコースの2026年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月10日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村テンプレトン・トータル・リターン Cコースの2025年1月14日から2026年5月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村テンプレトン・トータル・リターン Cコースの2026年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月10日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村テンプレトン・トータル・リターン Dコースの2025年1月14日から2026年5月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村テンプレトン・トータル・リターン Dコースの2026年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。